

第55号議案

「たのしいおはなし会のスキルアップ講座と超大型絵本がやってくる！！「おまえうま
そうだな」の後援名義の使用承認について

上記の議案を提出する。

令和元年12月10日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 共催・**後援** 名義使用申請書

2019年 10月 31日

文京区教育委員会 殿

申請者 (申請団体) NPO法人絵本文化推進協会

住所 (所在地) 渋谷区代々木神園町3-1
国立オリンピック記念青少年総合センター内

代表者名 (ふりがな) おくむら でん
奥村 傳

代表者連絡先 TEL:03-5738-8411
(事務担当者) (事務局 笠井 信寿)

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・**後援**名義を使用し、申請します。

記

事業名	たのしいおはなし会のスキルアップ講座と超大型絵本がやってくる!!「おまえうまそうだな」		
実施期間	2020年 1月 11日(土) から 年 月 日() まで(1日間)		
実施場所	文化シヤッターBXホール		
事業内容	目的※	1部:絵本作家(サトシン氏)に絵本作りのエピソードなどを講演いただき、絵本を作る現場を知ること、絵本への理解を深める。読み聞かせの実演と留意点などを講義することで、読み聞かせをスキルアップする。 2部:大型スクリーンに投影した絵本の読み聞かせにより、絵本の世界をより楽しく体験する。様々な絵本を専門家に読んでもらうことで、人の声の温かさに導かれ、体験する絵本の世界は、子どもの心の豊かな成長を促し、人生の糧となる体験をしてもらう。	
	内容	1部:絵本作家(サトシン氏)の講演と読み聞かせ 2部:大型スクリーンや超大型絵本を使用し、音楽とコラボしたおはなし会。	
	対象者	親子・家族(乳幼児~中学生) (参加予定人員 1部2部 各200人)	
	参加費	無料	
他団体の共催、後援等(申請中、承認済の別)	協賛 文化シヤッター		
備考	国立青少年教育振興機構の「子どもゆめ基金」助成事業		
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに 同意する ・ 同意しない			

※「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

活動計画書

団体名	NPO法人絵本文化推進協会
活動名	第1部 たのしいおはなし会のスキルアップ講座 第2部 超大型絵本がやってくる!!「おまえうまそうだな」
日時	2020年1月11日(土) 第1部11:00~12:30 第2部13:30~16:00
会場	文化シャッター BXホール
対象者	第1部 親子・家族 小学生~中学生 第2部 親子・家族 乳幼児~小学生
定員	1部・2部 各200名
参加費	無料
目的・ねらい	<p>*絵本作家に絵本作りのエピソードなどを講演いただき、絵本を作る現場を知ること で、絵本への理解を深める。</p> <p>*元絵本専門士養成講座講師による、読み聞かせの実演と留意点などを講義すること で、読み聞かせをスキルアップする。</p> <p>*大型スクリーンに投影した絵本の読み聞かせにより、絵本の世界をより楽しく体験す る。様々な絵本を専門家に読んでもらうことで、人の声の温かさに導かれ、体験する絵 本の世界は、子どもの心の豊かな成長を促し、人生の糧となる体験をしてもらう。</p>
備考	独立行政法人国立青少年教育振興機構が行っている「子どもゆめ基金」の助成事業

プログラム内容(案)

9:00~10:30	設営・サウンドチェック・リハーサル
10:40	開場
11:00~12:00	絵本作家の講演とスキルアップ講座 講師 サトシン氏 司会 堀玲子氏
12:00~12:30	絵本作家 サトシン氏サイン会
13:00	開場
13:30~15:15	超大型絵本「おまえうまそうだな」の読み聞かせと楽しいおはなし会 講師 堀玲子氏 ゲスト サトシン氏 読み聞かせ 絵本専門士
15:15~16:00	絵本作家 サトシン氏サイン会 ティラノサウルスとの撮影会

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1
国立オリンピック記念青少年総合センター内
NPO法人 絵本文化推進協会
TEL: 03-5738-8411 FAX: 03-5738-8417

事業予算書

事業名 楽しいおはなし会のスキルアップ講座と
超大型絵本がやってくる！！「おまえうまそうだな」

団体名 NPO法人絵本文化推進協会

収 入 単位：円		支 出 単位：円	
子どもゆめ基金 助成金	100,000	講師 交通費 新潟・東京	22,000
NPO法人 絵本文化推進協会 会計より	42,000	講師 宿泊費	10,000
		講師 謝金	30,000
		音楽講師 謝金	20,000
		着ぐるみ 謝金	10,000
		MC 謝金	10,000
		絵本専門士 謝金 5,000@6名	30,000
		雑費 お茶・お弁当	10,000
計	142,000	計	142,000

2019年 10月 31日

(備 考)

子どもゆめ基金助成事業

特定非営利活動法人絵本文化推進協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人絵本文化推進協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区代々木神園町3番1号 独立行政法人国立青少年教育振興機構内に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を東京都新宿区袋町6番地 日本出版会館内に置く。

(目的)

第3条 この法人は、一般市民とすべての子どもたちを対象とし、諸団体やグループなどの求めに応じ、絵本専門士、朗読指導者、絵本作家、児童文学作家などを講師として派遣する。また出版界と協力し、絵本を贈る運動を広め、インターネットなどによる広報活動の事業を展開する。それらの活動を通して、地域社会と連携し、絵本文化と読書活動の推進及び読書環境の整備充実に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 講師派遣と絵本文化及び読書の活性化事業
- (2) 人材の再教育と読書グループとの連携事業
- (3) 絵本を贈る生活文化の創造事業
- (4) 広報活動事業
- (5) その他目的を達成するための事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 寄付された絵本・児童図書の販売事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上30人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上3人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員を選任又は解任

(7) 役員の職務及び報酬

(8) 入会金及び会費の額

(9) 資産の管理の方法

(10) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(11) 解散における残余財産の帰属

(12) 事務局の組織及び運営

(13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に係る会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更生)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

- 第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。
- 2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

- 第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

- 第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

- 第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の広告については、この法人のホームページにおいて行う。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第 54 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 55 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 雑 則

(細 則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	小 峰 紀 雄
副理事長	竹 下 晴 信
副理事長	奥 村 傳
理事	肥 田 美 代 子
理事	笠 井 信 寿
理事	渡 邊 銳 氣
監事	北 村 哲 男

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 30 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成 30 年 3 月 31 日とする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員 (個人・団体) 1,000 円 賛助会員 (個人・団体) 1,000 円

(2) 年会費 正会員 個人 5,000 円 団体 12,000 円

賛助会員 個人 1 口 3,000 円 団体 1 口 10,000 円

(1 口以上)

NPO 法人 絵本文化推進協会 役員

顧問	河村 建夫	: 子どもの未来を考える議員連盟会長	
会長	柳田 邦男	: 絵本専門士委員会副委員長	
理事長	奥村 傳	: 絵本文化推進協会	(昇任)
副理事長	碓 秀行	: 学研プラス代表取締役	(昇任)
副理事長	小峰 広一郎	: 小峰書店代表取締役	(昇任)
理事・事務局長	笠井 信寿	: 絵本文化推進協会	
理事	秋田 喜代美	: 東京大学大学院教授	
理事	内田 麟太郎	: 日本児童文学者協会理事長	
理事	佐藤 学	: 東京大学名誉教授	
理事	設楽 敬一	: 全国学校図書館協議会理事長	
理事	竹下 晴信	: 日本児童図書出版協会会長	
理事	田辺 直正	: アリス館代表取締役	
理事	西舘 好子	: 日本子守唄協会理事長	
理事	野間 省伸	: 読書推進運動協議会会長	
理事	肥田 美代子	: 文字・活字文化推進機構理事長	
理事	森 茜	: 日本図書館協会顧問	
理事	山根 基世	: 朗読指導者養成講座主宰	
理事	山本 省三	: 日本児童文芸家協会理事長	
理事	渡辺 鋭氣	: 文字・活字文化推進機構専務理事	
監事	北村 哲男	: 弁護士	

(理事 50 音順)

絵本文化推進協会 2019年度活動報告

6月21日 第3回理事会
第3回総会

10月 HPリニューアル

開催日	開催内容	会場	絵本専門士	朗読指導者	参加人数
2019/4月	4歳児14名+5歳児8名への月1回定期おはなし会・担任への絵本アドバイス (栃木県教育委員会芳賀教育事務所)「おはなし会の講習」	尾山台みどり保育園	4名		22名×4=88名
6月15日	神楽坂えほんパークレット	真岡市公民館	1名		50名
6月16日	楽しいおはなし会のスキルアップ講座	神楽坂ものがたり	2名		60名
	超大型絵本がやってくる!!!楽しいおはなし会	とりぎん文化会館	6名		150名
	超大型絵本がやってくる!!!楽しいおはなし会	とりぎん文化会館	6名		250名
7月26日	新宿野村ビル企業ファミリーデー「おはなし会」	新宿野村ビル	1名	1名	100名
7月13日	HISたまプラーザ「おはなし会」	HISたまプラーザ店	2名		10名
7月20日	HISたまプラーザ「おはなし会」	HISたまプラーザ店	2名		10名
	楽しいおはなし会のスキルアップ講座	鉦路市中央図書館			30名
7月27日	HISたまプラーザ「おはなし会」	HISたまプラーザ店	1名		10名
8月3日	楽しいおはなし会のスキルアップ講座	福岡FFGホール	5名		100名
	超大型絵本がやってくる!!!楽しいおはなし会	福岡FFGホール	5名		200名
8月7日	HISたまプラーザ「おはなし会」	HISたまプラーザ店	1名		10名
8月14日	HISたまプラーザ「おはなし会」	HISたまプラーザ店	1名		3名
8月21日	HISたまプラーザ「おはなし会」	HISたまプラーザ店	1名		10名
8月28日	HISたまプラーザ「おはなし会」	HISたまプラーザ店	1名		10名
9月11日	HISたまプラーザ「おはなし会」	HISたまプラーザ店	1名		10名
9月16日	HISたまプラーザ「おはなし会」	HISたまプラーザ店	1名		10名
9月18日	HISたまプラーザ「おはなし会」	HISたまプラーザ店	1名		10名
9月25日	HISたまプラーザ「おはなし会」	HISたまプラーザ店	1名		10名
9月29日	大阪府立男女共同参画センター子育て活動支援事務局 絵本講座	男女共同参画センター	1名		50名
10月10日	読売・日本テレビ文化センター 絵本講座	錦糸町アルミナ店	1名		5名
10月14日	楽しいおはなし会のスキルアップ講座	城西国際大学紀尾井町キャンパス	5名		50名
	超大型絵本がやってくる!!!楽しいおはなし会	城西国際大学紀尾井町キャンパス	5名		160名
10月19日	(公)東京都人権啓発センター	人権プラザ	2名		50名
12月21日	(公)東京都人権啓発センター	人権プラザ	2名		50名
1月11日	楽しいおはなし会のスキルアップ講座	文化シャッター-BXホール			
	超大型絵本がやってくる!!!楽しいおはなし会	文化シャッター-BXホール			
1月18日	(公)東京都人権啓発センター	人権プラザ	2名		50名
2019/10月	読み語りボランティア養成講座	高槻市立今城塚公民館	1名		100名
2019年度	千葉県おもちゃ図書館会員への読み聞かせの講習会(障書のある子どもも含め)	千葉県おもちゃ図書館連絡会	1名		40名
	認定絵本士養成講座外部講師	昭和学院短期大学	1名		